

会津大学科目等履修生規程

(平成18年4月1日規程第67号)

(趣旨)

第1条 この規程は、会津大学学則第39条及び会津大学大学院学則第39条に規定する科目等履修生(以下「履修生」という。)に関して必要な事項を定めるものとする。

(入学の時期等)

第2条 履修生の入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

2 履修生の在学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由があるときは、学長は、履修生からの申し出に基づき、学部にあつては教授会の、大学院にあつては研究科委員会の承認を得て、1年を超えない範囲内で在学期間を延長することができる。

(入学の志願手続)

第3条 履修生として入学を志願する者は、次に掲げる書類を指定の期日までに学長に提出するとともに、入学検定料を納入しなければならない。

- (1) 入学願書(様式第1号)
- (2) 最終学歴校の成績証明書及び卒業(修了)証明書
- (3) その他学長が必要と認める書類

(選考)

第4条 前条の入学志願者に対しては、別に定めるところにより選考を行う。

(入学の手続)

第5条 学長は、前条に定める選考に合格した者に対して通知を行うものとする。

2 前項の通知を受けた者は、指定の期日までに誓約書(様式第2号)に別に定める書類を添えて学長に提出するとともに、入学料を納入しなければならない。

3 学長は、前項の手続きを完了した者に対して、入学を許可するものとする。

(科目等履修生証)

第6条 履修生には、科目等履修生証(様式第3号。以下「履修生証」という。)を交付する。

2 履修生は、履修生証を常に所持しなければならない。

(授業料等)

第7条 履修生の授業料に関しては、会津大学の授業料等に関する規程による。

2 前項に定めるもののほか、実験、実習又は実技に要する経費は、履修生の負担とする。

(単位の認定)

第8条 履修生が希望する場合は、学長は履修科目について単位認定試験を受けさせることができる。

2 履修生が前項の認定試験に合格した場合は、学長は所定の単位を与えるものとする。

3 学長は、履修生の申出により、単位修得証明書(様式第4号)を交付することができる。

(規程等の準用)

第9条 この規程に定めるもののほか、履修生については、本学の学則及び諸規程のうち学生に関するものを準用する。

(許可の取消し)

第10条 履修生が本学の学則及び諸規程に違反したとき又は履修生としての本分に反したときは、学長は、教授会の議を経て、第5条第3項の規定による許可を取消することができる。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

様 式 略